

各 教 育 局 長  
学校教育局特別教育支援課長 様  
各 道 立 学 校 長

学校教育局生徒指導・学校安全課長

### いじめ問題への対応について（通知）

このことについては、令和 7 年 4 月 14 日付け教生学第 72 号通知「『道立学校における再発防止策』の『いじめ問題への対応』に係る取組の検証について」に基づき、各学校において、点検・見直しを進め、全教職員が一体となった取組を進めていただいているところです。

このような中、令和 7 年 10 月 31 日付け教生第 1033 号において「令和 6 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた対応の充実について」を通知したところですが、道立学校においては、令和 6 年度のいじめの認知率が令和 5 年度を上回るなど、積極的な認知が行われている一方で、令和 6 年度のいじめ重大事態の発生件数は、令和 5 年度を 12 件上回るなど、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を一層充実することが必要です。

つきましては、次の点に留意し、取組の徹底を図るようお願いします。

記

#### 1 学校いじめ防止基本方針等について

学校いじめ防止基本方針については、学校の実情に即して適切に機能しているかどうかを点検し、必要に応じて見直すこと。特に、いじめの把握のためのアンケート調査（R7.5 月実施）においては、「学校いじめ防止基本方針の内容（学校がいじめを防止するために行っている取組）を知っている」と回答した児童生徒の割合が 4 割程度となっていることから、児童生徒が自校のいじめ防止基本方針等の理解を深める取組を進めること。

#### 2 校内研修の充実について

「いじめ対応ガイドブック・支援ツール『コンパス』」を参考に、全教職員によるいじめ対応に関する校内研修を複数回行うこと。特に、重篤化した事案では、学校としていじめの兆候を見逃してしまうなどの早期発見・早期対応への課題や、個々の教員が一人で抱え込んでしまうなどの組織的な対応への課題が見受けられることから、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等について改めて理解を深めること。

#### 3 いじめの積極的な認知（早期発見）について

ICT 端末を活用し、児童生徒への定期的あるいは必要に応じたアンケート調査や教育相談等を行うなど、早期発見・早期対応に努めること。また、「いじめの認知がない」学校は、いじめの認知がないことを児童生徒や保護者に公表すること。

#### 4 いじめの未然防止のための取組について

法におけるいじめの定義やいじめの構造を児童生徒に理解させる指導や、よりよい人間関係の形成に向けたホームルーム活動の充実を図ること。特に、いじめの把握のためのアンケート調査（R7.5 月実施）においては、「『いじめ』はどんな理由があっても許されない」と回答した児童生徒の割合が 9 割程度となっていることから、実際の事例などを教材に児童生徒同士で検討したり、いじめ場面のロールプレイを行ったりするなど、指導を工夫すること。

#### 5 警察との連携について

犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応する必要があることから、警察との連絡窓口となる担当職員の指定など、日常的な情報共有・相談体制を構築すること。特に、インターネット上のいじめなど、匿名性が高く、拡散しやすい事案に関しては、被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応すること。

#### 6 いじめ重大事態への対応について

重大事態の対処に当たっては、法の定義に基づくいじめの認知と組織的な対応や、ガイドラインに沿った円滑かつ適切な重大事態調査の実施及びいじめを受けた児童生徒や保護者等に寄り添った適切な対応を行うこと。特に、法、基本の方針、ガイドライン等に沿った対応ができていなかったために児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生していることから、「道立学校における再発防止策（R6.10.25）」に基づく対応を徹底し、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」を活用するなどして、平時からの備えについて定期的に点検すること。

（生徒指導係）